

逓増定期保険 **無配当** (低解約返戻金型)



特長

保険期間の経過とともに保険金額が逓増します。

保険期間が前期期間と後期期間に分かれており、それぞれの期間についてご契約時に定めた逓増率により基準保険金額が毎年複利で増加します。増加後の保険金額が基準保険金額の5倍に達した後は、5倍のまま保険期間満了時まで推移します。

- 前期期間の逓増率が0%の場合、前期期間の死亡・高度障害保険金額は、ご契約時に定めた基準保険金額のまま推移します。
- 保険期間・前期期間・逓増率は契約年齢によって異なります。

解約返戻金を抑制しています。

契約日から3年間を低解約返戻金期間として、解約返戻金額を低く設定しています。低解約返戻金期間中は、保険料を払い込まれた年月数に応じた解約返戻金に下記の低解約返戻金割合を乗じた額に抑制されます。

第1保険年度：70%、第2保険年度：80%、第3保険年度：90%

保険料の高額割引制度があります。

基準保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

契約者貸付をご利用いただけます。

- 詳細については裏面をご覧ください。

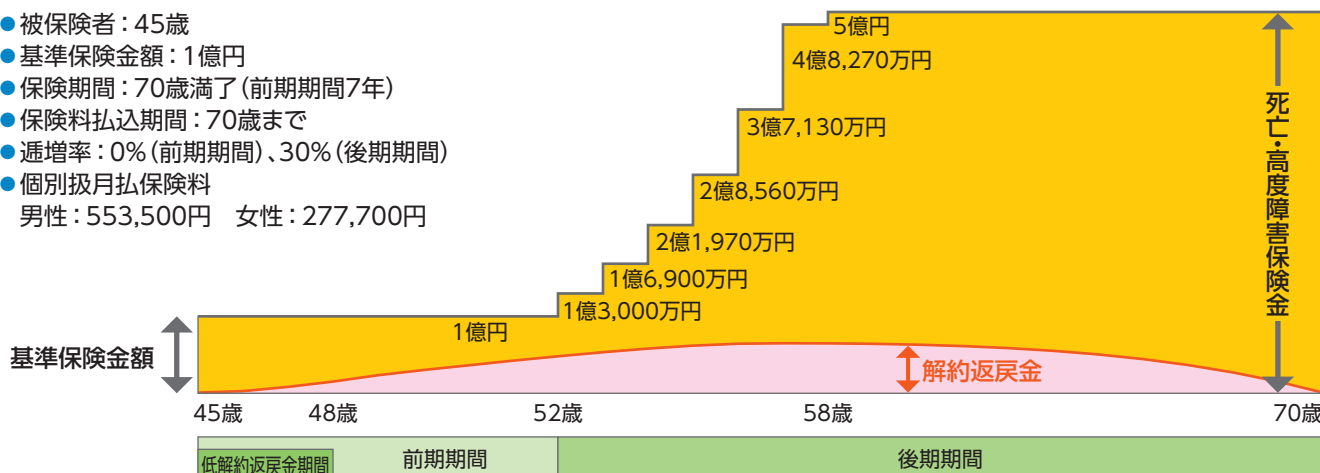
他の保険種類に変換できます。

- 詳細については裏面をご覧ください。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：45歳
- 基準保険金額：1億円
- 保険期間：70歳満了(前期期間7年)
- 保険料払込期間：70歳まで
- 逓増率：0%(前期期間)、30%(後期期間)
- 個別毎月払保険料
男性：553,500円 女性：277,700円



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

- いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



ご契約に際して

契約年齢の範囲と遡増率

タイプ	契約年齢	保険期間 保険料払込期間	前期期間	前期期間 遡増率	後期期間 遡増率
1	20～35歳	45歳満了	5年	0%	40～50%
2	20～70歳	70～82歳満了	5～17年	0%	20～49%
3	20～61歳	80～90歳満了	17～47年	3～9%	20～50%

保険料の経理処理

ご契約者…法人 被保険者…役員・従業員 死亡保険金受取人…法人

◆タイプ1 / 保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳以下
損金算入

◆タイプ2 / 保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳超(タイプ3に
該当する場合を除く)

[保険期間の最初の6/10の期間]*

保険料の1/2=損金算入 保険料の1/2=資産計上(前払保険料)

[保険期間の残りの4/10の期間]

保険料の全額を損金算入。さらにそれまでに資産計上した前払保
険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入

◆タイプ3 / 以下二つのいずれにも該当する場合

- ・ 保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳超
- ・ 契約年齢+保険期間(年数)×2>95

[保険期間の最初の6/10の期間]*

保険料の1/3=損金算入 保険料の2/3=資産計上(前払保険料)

[保険期間の残りの4/10の期間]

保険料の全額を損金算入。さらにそれまでに資産計上した前払保
険料を残りの期間の経過に応じて均等に取り崩して損金算入

* 1年未満の端数は切り捨て

● 上記経理処理は「法人税基本通達9-3-5」[昭和62年6月16日直法2-2]
「平成20年2月28日付 課法2-3、課審5-18」に基づきご案内していま
す。なお、上記は当社の保険についてに限ります。

● 経理処理の詳細については、当社パンフレット「法人契約 経理と税
務のご案内」をご参照ください。なお、個別の取扱の詳細については、
所轄の国税局・税務署などにご確認ください。

● 上記は2018年2月現在の税制によるものです。当該税制は、保険期間
中に変更されることがありますので、ご注意ください。

取扱保険金額

◆ 基準保険金額: 500万円～1億4,000万円

保険料払込方法

◆ 年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

契約者貸付

◆ 残りの保険期間が10年以上あれば、解約返戻金額の所定の範
囲内で貸付を受けることができます。

保険料の自動振替貸付

◆ 保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたとき
は、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て
替えます。

● あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済終身保険への変更

◆ 以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金の種類を同一
とする払済終身保険に変更できます。

◆ 変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定
めます。その場合は、変更時の保険金額が上限となります。

年金でのお受け取り

◆ 5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険
金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

保険種類の変換

◆ 所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部ま
たは一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換で
きます。

● ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の
2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所
定の要件があります。

● 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている
保険種類に限ります。

● 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。

● 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

付加できる特約

リビング・ニーズ特約(04) 5年ごと利差配当付年金支払特約
ナーシング・ニーズ特約(04)*

* ご契約後、払済終身保険に変更した場合のみ付加できます。

● 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは
保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担 当 者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。